

青色申告特別控除65万円の適用要件改正に向けた準備はお済みですか？

令和2年分以降も65万円控除を受けるためには従来の要件に加え、以下の☆印いずれかの要件を満たす必要があります。（要件を満たさない場合には、55万円控除となります。）

- ☆ **e-Tax** を利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
- ☆ 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを利用して記帳し、かつ、「**電子帳簿保存の承認申請書**」を令和2年9月30日（水）までに税務署に提出する。

なお、当会では記帳方法に応じて、下記のように対応させていただきます。

○手書きで複式簿記による記帳をされている方（①・②のいずれかの方法）

申告方法	注意点
①e-Tax 本人送信	当会の会計システムにデータを入力し、ご本人のマイナンバーカードで送信を行います。 マイナンバーカードの取得 （※1参照）をお願いいたします。（推奨）
②e-Tax 代理送信	当会の会計システムにデータを入力し、税理士による送信を行います。

※1 取得方法につきましては、下記「マイナンバーカード交付申請方法」をご確認ください。また、**取得済みの方は電子証明書の有効期間にご注意ください。**

○会計ソフト（ブルーリターンA）をご利用の方

申告方法	注意点
e-Tax 本人送信	日頃の記帳データより決算・申告データを作成し、ご本人のマイナンバーカードで送信を行います。 マイナンバーカードの取得 （※1参照）をお願いいたします。 なお、65万円控除の適用が確実にできるよう、「 電子帳簿保存の承認申請書 」の 提出 をお願いいたします。 ⇒ 令和2年分の申請期限は、令和2年9月30日（水） です。申請書提出の際には、お持ちのコンピュータとプリンタの①メーカー名、②機種名をお調べの上お越しください。 期限を過ぎますと、最短で令和4年分からの適用となります。

（注）ブルーリターンA以外の会計ソフトをお使いの方の対応方法につきましては、申告会事務局へご相談ください。

マイナンバーカード交付申請方法

ご住所に届いている「通知カード」・「個人番号カード申請書」を使用して、下記①～④のいずれかの方法で交付申請をします。なお、「通知カード」は丁寧に切り離して大切に保管します。

初回交付手数料は無料です。

① 郵便から 	② パソコンから 	③ スマートフォンから 	④ 証明用写真機から (対応機) 
---	---	---	--

※ 市区町村窓口で交付申請をすることもできます。詳しくはお住まいの市区町村へおたずねください。

詳細につきましては、6月に配布した会報や当会ホームページでご確認ください！